

令和 7 年 3 月

お客さま 各位

東京厚生信用組合

各種預金規定の改正について

当組合は、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」やマネー・ローンダリングに関する法制、および「令和 2 年 4 月 1 日施行の民法改正」の内容を踏まえまして、令和 7 年 4 月より、下記のとおり、預金規程等を改定させていただきますので、お知らせ申し上げます。

特に、マネー・ローンダリングに関する改定後の預金規定では、各種確認資料等のご提示や、ご確認をお願いする場合がございます。

- ・新規取引開始時に、お取引目的やお客さまに関する情報等
- ・既にお取引いただいているお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等

なお、当組合がお願いする確認や資料のご提出につきましては、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただくか、お取引を制限させていただく場合がございます。

本改定後の預金規程等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる預金規定等

※ 改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

- 預金取引共通規定
- 当座勘定規定（一般当座用）○当座勘定規定（個人当座用）
- 小切手用法○約束手形用法○為替手形用法
- 総合口座取引規定 ○普通預金規定 ○無利息型普通預金規定
- 後見制度支援預金規定
- キャッシュカード規定（個人）○キャッシュカード規定（法人）○デビットカード取引規定
- 通知預金規定 ○納税準備預金規定
- 期日指定定期預金規定 ○自動継続期日指定定期預金規定
- 自由金利型定期預金（M 型）規定○自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定
- 自由金利型定期預金（大口定期）規定
- 自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定
- 措置期間後解約自由定期預金規定 ○自動継続措置期間後解約自由定期預金規定

- 定期積金規定
- 振込規定 ○貸金庫規定 ○代金取立規定

2. 規定適用開始時期

令和7年4月1日（火）

3. 主な改定内容

- (1) 当組合が願ひする情報や資料のご提供について、適切にご対応いただけない場合等にはお取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。
- (2) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (3) 預金金利や手数料について、当組合ホームページで明示する場合を踏まえ、金利等の表示方法に係る文言を変更します。
- (4) 預金者の後見人等の後見等の開始の際の届け出に関する改定条文を追加します。
- (5) 定型約款における約款変更（規定の変更）に係る条項を追加します。
- (6) 定期預金規定における中途解約制限条項に関する条項を改定します。

4. 規定等公表方法

当組合ホームページ掲載し、預金契約毎にお渡ししておりました「規程集」をお取りやめとさせていただきます。

以 上